

葬送及び埋葬に関する援助契約書

「」（以下、「利用者」という。）と一般社団法人生活支援センター結（以下、「結」という。）は次のとおり契約します。

【葬送及び埋葬に関する事務の委託】

第1条 利用者は、結に対して、死亡後の葬送及び埋葬に関する事務及び、事務にかかる支払い業務を委託し、結はこれを受託しました。

【受託業務】

第2条 前条の支援は次の2種とし、利用者はそれぞれ必要な経費を負担するものとします。なお、本契約締結時に負担金の支払いが困難な場合は、後日可能となる時まで猶予するものことができ、または残余財産による精算支払いとします。

(1) 葬儀に関し、葬儀社への手配、寺院の手配、火葬集骨に関すること。負担費用については利用者の希望する額とします。また負担額を委任される場合は、次のとおりとします。

- ① 儀費「20万円以内」
- ② 寺院へのお布施「10万円以内」

(2) 葬儀後の納骨に関すること。納骨に関しては次の中から利用者が選択し、それぞれの費用を負担するものとします。

- ① 会が所有する納骨堂への埋葬「30万円以内」
- ② 集骨は必要としない「無料」

(3) その他、寺院による永代経を希望する場合は、別途依頼書を作成のうえ、支援を行います。

【援助の計画】

第3条 利用者と結は、契約にあたり、前条の業務をくわしくさだめた「葬送及び埋葬に関する計画書」をつくります。

【計画書の変更】

第4条 利用者は、いつでも結に対して、上記の「計画」を変えることを求めることができます。

【解約】

第5条 利用者は、いつでもこの契約を解約することができます。

【秘密を守ること】

第6条 結は、この契約の期間中に知った利用者に関する秘密を守ります。この契約が終わったあとも同じです。

- ◆ この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を2通つくり、利用者、結がそれぞれ1通ずつもつことにします。

平成 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

(法定代理人)

住 所

氏 名

印

(結)

住 所 久留米市東町25-30

名 称 一般社団法人生活支援センター結

理事長 古 川 克 介 印

電話番号 090-2857-2310